

第2期 中小企業

特別高圧電気料金支援金

特別高圧電力にて電力の供給を受けている山口県内の
中小企業に対する支援金について、
対象期間を拡大し再度、第2期として支援金の給付を行います。

電力使用量に応じて以下の単価を乗じた支援金を給付します。

対象期間
・
支援金額

令和5年10月～
令和6年4月使用分

1.8円/kWh

令和6年5月使用分

0.9円/kWh

【第2期分の上限額】 1事業者につき、月額5,000千円

第1期支援金を 受給された事業者

第1期支援金を受給された事業者
(支援対象期間:令和5年1～9月分)
については、申請手続きが簡略化されます。

事前の給付申請は不要です。
実績報告及び支援金請求を
下記期間中に申請してください。

今回初めて 申請する事業者

まずは支援金給付申請を提出

令和6年 **3月15日(金)～4月30日(火)** 消印有効
給付申請期間

第1期支援金分についても併せて給付対象です。

第1期支援金額	令和5年1月～8月使用分:3.5円/kWh
	令和5年9月使用分:1.8円/kWh

第1期分の上限額は1事業者につき、月額10,000千円

受給資格確認通知が届いた事業者は
実績報告を下記期間中に提出してください。

実績報告期間 令和6年 **6月3日(月)～7月31日(水)** 消印有効

特別高圧とは

特別高圧とは受給電圧が7000ボルトを超える電力の事です。主に大規模な電力が必要となる施設や工場などで利用されています。

💡 対象事業者 (下記の各要件を満たす事業者が対象です。)

要件 1

山口県内に事業所を有する中小企業者
(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者)

要件 2

申請日において以下のいずれかに該当する事業者

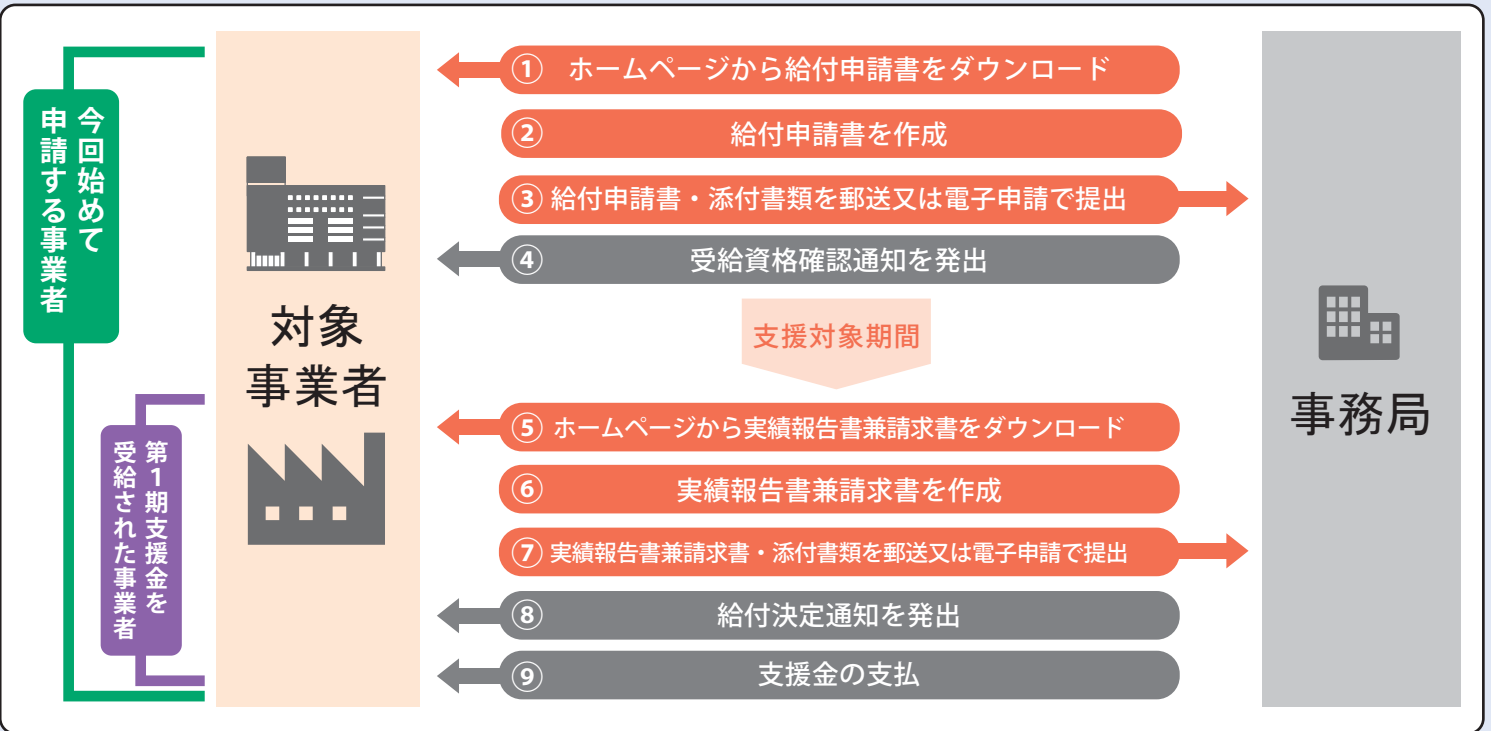
- (1) 県内に事業所を有し、自ら小売電気事業者と契約を締結し特別高圧で受電する事業者
- (2) 県内の特別高圧で受電する商業施設又は工業団地等に入居し、電力を使用する事業者

大型商業施設のテナント事業者等が対象となる可能性があります。施設の管理者にお問い合わせください。

要件 3

給付対象期間の初月における1kWh当たりの電気料金の単価が令和4年1月における単価よりも3.5円以上上昇していること (今回初めて申請する事業者のみ)

💡 申請の流れ



<詳細は募集要領(事務局ホームページ掲載)または事務局にご確認ください>

問い合わせ先・申請書の提出先

中小企業特別高圧電気料金支援金事務局

〒755-0151 宇部市西岐波区宇部臨空頭脳パーク11番

📞 **0836-52-8843** お問い合わせ等の受付は 平日 9:00~17:00

✉ info@yamaguchi-tokukou.jp

<https://yamaguchi-tokukou.jp>

山口県 特別高圧電気料金支援金



※事業の内容等が変更になることがありますので、ホームページで最新の情報をご確認ください。